

コード	資格区分	申請業種	実務経験	1級	2級	その他	確認資料
その他							
060	解体工事	解			○		合格証明書、登録証または資格者証
061	地すべり防止工事	と・井	1年			△	登録証明書
062	建築設備士	電・管	1年			△	登録証または合格証書
063	計装(1級)	電・管	1年			△	技術審査合格証明書
064	基幹技能者	※登録基幹技能者講習修了証に記載されている業種の範囲内で申請が可能です。					登録基幹技能者講習修了証 ※修了年月日が審査基準日以前であることが必要です。
703	能力評価基準においてレベル3と判定された技能者	認定能力評価基準に対応する建設業の業種範囲で申請が可能です。					能力評価(レベル判定)結果通知書
704	能力評価基準においてレベル4と判定された技能者	認定能力評価基準に対応する建設業の業種範囲で申請が可能です。					能力評価(レベル判定)結果通知書
005	<p>監理技術者補佐</p> <p>(1)主任技術者要件となる資格を有し、1級技士補(※1)である者 (※1)第1次試験に合格した者に与えられる称号。(令和3年度以降の検定が対象)</p> <p>○主任技術者要件(次のいずれかを満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級国家資格者 ・二級国家資格者 ・実務経験者(次のいずれかを満たす者) ◆大卒(指定学科)後3年以上の実務経験 ◆高卒(指定学科)後5年以上の実務経験 ◆10年以上の実務経験 等 <p>(2)監理技術者要件を満たす者(次のいずれかを満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実務経験者(指定建設業(※2)を除く。) ○国土交通大臣特別認定者 (※2)土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種 	<p>合格を証明する書面に記載の業種のみ申請が可能です。</p>				<p>左記(1)の場合、次の①及び②の確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第一次検定の合格を証明する書面(合格証明書や合格通知書等) ②主任技術者要件を満たしていることが確認できる書類(次のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ・合格証明書の写し ・登録証の写し ・実務経験証明書の写し(様式第9号)等 <p>左記(2)の場合、次の①～③いずれかの確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ①監理技術者資格者証(表面)の写し ※監理技術者資格者証が交付されていない場合 ②実務経験者は、次の3点 <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験者証明書の写し(様式第9号) ・指導監督的実務経験証明書の写し(様式第10号) ・卒業証明書の写し ③国土交通大臣特別認定者は、認定証の写し 	

(参考) 保有する資格に対応する技術職員数値について (令和3年4月1日以降)

1級技術者 (資格区分表で「◎」と表記されているもの)		監理技術者 補佐	基幹技能者 又は 能力評価基準 においてレベル 4と判定され た技能者	2級技術者 又は 能力評価基準 においてレベル 3と判定され た技能者	その他 (資格区分表で 「△」のもの)
監理技術者資格者証保有 かつ 監理技術者講習修了	左記以外				
6点	5点	4点	3点	2点	1点

※上記の点数は評点算定の基礎となる数値であり、直接P点(総合評定値)に加算されるものではありません。

備考

- コード表上の△は、一定の実務経験が必要な資格です。(資格を取得してから、審査基準日までに、必要な実務経験年数を経過していることが必要です。)
- ※ 但し、平成15年度以前に「職業能力開発促進法」の2級に合格した方は、1年以上の実務経験で足りません。
- この表に無い資格は、経営規模等評価申請・総合評定値請求では対象となりません。
- 平成17年度以前の地すべり防止工事士(061)、一級計装士(063)についても、加対象となります。